

法務省民商第25号
平成28年2月26日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令(平成27年法務省令第61号。以下「改正省令」という。)、電子証明書的方式等に関する件の一部を改正する件(平成28年法務省告示第71号。以下「第71号告示」という。)、電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件の一部を改正する件(平成28年法務省告示第75号。以下「第75号告示」という。)及び磁気ディスクに電磁的記録を記録する方式等を定める件の一部を改正する件(平成28年法務省告示第76号。以下「第76号告示」という。)がそれぞれ本年3月1日から施行されますが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「商登法」とあるのは商業登記法(昭和38年法律第125号)を、「商登規則」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)を、「電子証明書方式告示」とあるのは第71号告示による改正後の電子証明書の方式等に関する件(平成26年法務省告示第543号)を、「記録方式告示1」とあるのは第75号告示による改正後の電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件(平成14年法務省告示第101号)を、「記録方式告示2」とあるのは第76号告示による改正後の磁気ディスクに電磁的記録を記録する方式等を定める件(平成27年法務省告示第14

0号)をそれぞれいい、商登規則について引用する条文並びに電子証明書方式告示、記録方式告示1及び記録方式告示2について引用する項目は、全て改正後のものです。

おって、本通達に抵触する従前の取扱いは、本通達により変更したものと了解願います。

記

第1 登記すべき事項を記録した電磁的記録を申請書とともに提出する場合の取扱い

1 商登法第17条第4項の規定による電磁的記録の提出

(1) 商登法第17条第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げる事項又は同条第3項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合には、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該電磁的記録をあらかじめ提供する方法(商登規則第35条の2第1項第2号)によるほか、当該電磁的記録を(2)の構造等の電磁的記録媒体に記録して、申請書とともに提出する方法によつてされた(同項第1号)。

(2) (1)の電磁的記録媒体の構造及び記録方式等は、次のとおりである。

ア 電磁的記録媒体の構造等

(ア) 電磁的記録媒体は、次のいずれかの構造のものでなければならぬとされた(商登規則第35条の2第1項、第33条の6第4項第1号)。

a 日本工業規格X0606に適合する120ミリメートル光ディスク(CD-ROM又はCD-R)

b 日本工業規格X0610に適合する120ミリメートル光ディスク(DVD-ROM又はDVD-R)

(イ) 電磁的記録媒体のトラックフォーマット並びにボリューム及びファイル構成等は、次のとおり指定された(記録方式告示2の1)。

なお、1枚の電磁的記録媒体には、1件の申請に係るファイル(複数のファイルも可)を記録することができることとされた。

a CD-ROM及びCD-Rにあつては、トラックフォーマットは日本工業規格X6281、ボリューム及びファイル構成は日本

工業規格 X 0 6 0 6 による。

- b DVD-ROM及びDVD-Rにあつては、トラックフォーマットは日本工業規格 X 6 2 4 1，ボリューム及びファイル構成は日本工業規格 X 0 6 1 0 による。

イ 記録の方式

電磁的記録媒体への記録の方式等は、これまでと同様である（記録方式告示 2 の 2 参照）。

2 平成 1 5 年 6 月 2 0 日付け法務省民商第 1 7 9 0 号当職通達による電磁的記録の提出

平成 1 5 年 6 月 2 0 日付け法務省民商第 1 7 9 0 号当職通達により登記事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の当該電磁的記録媒体の構造，トラックフォーマット，ボリューム及びファイル構成は 1 (2)アと，電磁的記録媒体への記録の方式等は 1 (2)イと同様とする。

第 2 登記の申請書に添付すべき電磁的記録を提出する場合の取扱い

- 1 商登法第 1 9 条の 2 の規定により，登記の申請書に添付すべき電磁的記録を提出する場合には，当該電磁的記録を 2 の構造等の電磁的記録媒体に記録して提出しなければならないとされた（商登規則第 3 6 条第 1 項）。
- 2 1 の電磁的記録媒体の構造及び記録方式等は，次のとおりである。

(1) 電磁的記録媒体の構造等

ア 電磁的記録媒体は，次のいずれかの構造のものでなければならないとされた（商登規則第 3 6 条第 1 項，第 3 3 条の 6 の第 4 項第 1 号）。

- (ア) 日本工業規格 X 0 6 0 6 に適合する 1 2 0 ミリメートル光ディスク（CD-ROM又はCD-R）
- (イ) 日本工業規格 X 0 6 1 0 に適合する 1 2 0 ミリメートル光ディスク（DVD-ROM又はDVD-R）

イ 電磁的記録媒体のトラックフォーマット並びにボリューム及びファイル構成等は，次のとおり指定された（記録方式告示 1 の 1）。

なお，1 枚の電磁的記録媒体には，1 件の申請に係るファイル（複数のファイルも可）を記録することができるとされた。

- (ア) CD-ROM及びCD-Rにあつては，トラックフォーマットは日本工業規格 X 6 2 8 1，ボリューム及びファイル構成は日本工業

規格 X 0 6 0 6 による。

(イ) DVD-ROM及びDVD-Rにあつては、トラックフォーマットは日本工業規格 X 6 2 4 1，ボリューム及びファイル構成は日本工業規格 X 0 6 1 0 による。

(2) 記録の方式

電磁的記録媒体への記録の方式等は，これまでと同様である（記録方式告示 1 の 2 参照）。

第 3 電子公告調査機関がする調査結果情報の提供方法等

1 電子公告調査機関がする調査結果情報の提供方法

電子公告調査機関（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 9 4 1 条に規定する調査機関をいう。以下同じ。）が同法第 9 4 6 条第 4 項の規定による電子公告調査の結果の通知（調査結果通知）をするには，電子公告規則（平成 1 8 年法務省令第 1 4 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面を交付し，又は当該事項を内容とする情報（以下「調査結果情報」という。）を電磁的方法により提供してしなければならないが，この電磁的方法として，会社法施行規則（平成 1 8 年法務省令第 1 2 号）第 2 2 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する方法（電子公告規則第 7 条第 2 項第 1 号。オンラインによる方法。）によるほか，2 の構造の電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法によるとされた（電子公告規則第 7 条第 2 項第 2 号，商登規則第 3 3 条の 6 第 4 項各号，電子証明書方式告示第 1 の 1 (1) 及び(2)）。

2 1 の電磁的記録媒体は，次のいずれかの構造のものでなければならぬとされた。

(1) 日本工業規格 X 0 6 0 6 に適合する 1 2 0 ミリメートル光ディスク（CD-ROM，CD-R 又は CD-RW）

(2) 日本工業規格 X 0 6 1 0 に適合する 1 2 0 ミリメートル光ディスク（DVD-ROM，DVD-R 又は DVD-RW）

(3) ユーエスビーインプリメンターズフォーラムが定めた USB 1. 0，USB 1. 1，USB 2. 0 又は USB 3. 0 に適合し，かつ，Standard A 端子を備えた不揮発性半導体記憶装置（いわゆる USB メモリ）

3 調査結果情報を登記の申請書に添付する場合の取扱い

電子公告調査機関は、調査委託者（会社法第946条第3項に規定する調査委託者をいう。）から求められたときは、その求めに応じ、商登法第19条の2に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録にその内容を記録することができる調査結果情報又は商登規則第102条第2項及び第5項第2号の規定により送信することができる調査結果情報を提供しなければならない（電子公告規則第7条第3項）とされているところ、調査結果情報が2(1)のうちCD-RW、同(2)のうちDVD-RW又は同(3)のUSBメモリをもって調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法により提供された場合であっても、商登法第19条の2の規定により当該調査結果情報を登記の申請書に添付するときは、第2の2(1)アのとおり、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM又はDVD-Rに記録して提出しなければならない。